

～～委任状の記載方法～～

【記載について】

委任状は、基本的に委任する本人が、全て記入し押印してください。
黒又は青のボールペン・インク・サインペンで記載してください。
鉛筆・フリクションボールペンなど文字が消せるものは使用しないでください。

【委任者（頼む人）の欄】

権利を委任する本人が、住所・氏名・生年月日を記載してください。

【委任する内容の欄】

委任者が代理人へ委任する権利の内容を記載してください。

【使用目的】

何に使用するのかを記載してください。

【代理人（窓口に来る方）の欄】

委任者が権利を委任する方の住所・氏名・生年月日を記載してください。
※証明書申請時には、代理人の身分証明書を提示していただきます。

<注意事項>

(代筆)

病気や怪我などで文字が書けない場合には、代理人が代筆しても構いません。
代筆をした場合には、余白部分に「代筆しなければならない理由」を記載してください。
記載した委任状の内容を、委任者の前で読み上げ、委任者が委任事項を承知した上で押印を押してください。
代筆の場合には、**委任者の身分証明書の写し**を提出してください。

(代筆理由の文章例)

「本人、〇〇〇〇は、手が不自由で文字が書けないため、代理人〇〇〇〇が代筆し、委任する本人に了承を得ました。」

(罰則)

本来、意思表示のできない方については、委任者の意思確認ができませんので、委任状による権利の委任はできませんのでご注意ください。

その場合は、民法に基づく成年後見人制度をご利用することをお勧めします。

代筆を頼んでいないのに代筆することは、私文書偽造罪などの刑事罰の対象となる場合があります。

【身分証明書】

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・身体障碍者手帳
- など
- ・写真の貼付がない住民基本台帳カード
- ・資格確認証
- ・年金手帳
- など

【印鑑について】

実印でなくても構いませんが、朱肉を使用するものとし、ゴム印・シャチハタ印は使用しないでください。

※ゴム印・シャチハタ印は、押す加減や、長期間の使用での劣化によって印影が変わってしまうため。

(身分証明書の例)

戸籍の窓口での「本人確認」の法律上のルールを準用

	1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
証 明 書 の 種 類	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・旅券（パスポート）・国又は地方公共団体が発行した身分証明書・海技免状・小型船舶操縦免許証・電気工事士免状・住宅建物取引主任者証・教習資格認定証・船員手帳・戦傷病者手帳・身体障碍者手帳・療育手帳・在留カード又は特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・写真の貼付のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書・共済年金又は恩給の証書・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く）</p>

(私文書偽造等罪)

刑法第159条第1項

行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図面を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図名を偽造した者

⇒3月以上5年以下の懲役

(公正証書原本不実記載等罪)

刑法第157条第1項

公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁記録に不実の記録をさせた者

⇒5年以下の懲役又は50万以下の罰金

<証明書を必要とする者が意思表示不能で、法定代理人が設定されている場合の対応方法>

(成年後見（法定・任意）が開始されている。)

後見人に関する登記事項証明書の内容を確認し、後見人の身分証明書を提出させます。

※後見人を確認した場合には、委任状の提出は不要。

<証明書を必要とする者が意思表示不能で、法定代理人が設定されていない場合の対応方法>

(寝たきり・認知症などで意思表示ができない場合)

書類を必要とする者の身分証明書を提出させます。

下記に従い委任状を記載させます。

窓口へ来た方（代理人）が委任状を記載して押印させます。

余白部分に代筆をした理由を記載させます。

※意思表示不能者の代筆による委任状は効力がないと考えられるが、意思表示不能者しか持ちえない
身分証明書を持参していることの確認及び委任状の提出による使用目的の確認により、当課では、
「間違いなく関係のない第三者への交付はしていない」と証明するために必要。

(死亡している場合)

証明を必要とする者と窓口で申請を行う者の関係が分かる戸籍関係書類を提出させます。

※この場合、親族が申請するものと思われます。

～～委任状の記載方法～～

【記載について】

委任状は、基本的に委任する本人が、全て記入し押印してください。
黒又は青のボールペン・インク・サインペンで記載してください。
鉛筆・フリクションボールペンなど文字が消せるものは使用しないでください。

【委任者（頼む人）の欄】

権利を委任する本人が、住所・氏名・生年月日を記載してください。

【委任する内容の欄】

委任者が代理人へ委任する権利の内容を記載してください。

【使用目的】

何に使用するのかを記載してください。

【代理人（窓口に来る方）の欄】

委任者が権利を委任する方の住所・氏名・生年月日を記載してください。
※証明書申請時には、代理人の身分証明書を提示していただきます。

【印鑑について】

実印でなくても構いませんが、朱肉を使用するものとし、ゴム印・シャチハタ印は使用しないでください。

	1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
証 明 書 の 種 類	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・旅券（パスポート）・国又は地方公共団体が発行した身分証明書・海技免状・小型船舶操縦免許証・電気工事士免状・住宅建物取引主任者証・教習資格認定証・船員手帳・戦傷病者手帳・身体障害者手帳・療育手帳・在留カード又は特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・写真の貼付のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書・共済年金又は恩給の証書・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く）</p>

※ゴム印・シャチハタ印は、押す加減や、長期間の使用での劣化によって印影が変わってしまうため。

（身分証明書の例）

戸籍の窓口での「本人確認」の法律上のルールを準用